

千葉県警察生活安全捜査隊の運用に関する訓令

平成7年3月27日

本部訓令第19号

〔沿革〕 平成8年3月本部訓令第10号 平成23年3月本部訓令第8号
平成26年3月本部訓令第7号 平成27年7月本部訓令第10号

千葉県警察生活安全特別捜査隊の運用に関する訓令を次のように定める。

千葉県警察生活安全捜査隊の運用に関する訓令

題名改正〔平成26年本部訓令第7号〕

(目的)

第1条 この訓令は、千葉県警察生活安全捜査隊（以下「生活安全捜査隊」という。）の任務、運用等について必要な事項を定めることを目的とする。

(準拠)

第2条 生活安全捜査隊の運営管理については、別に定めのあるもののほか、この訓令の定めるところによる。

(任務)

第3条 生活安全捜査隊は、次の各号に掲げる事項を任務とする。

- (1) 署に対する応援捜査が必要と認められる事件の取締り
- (2) その他集中的又は重点的な捜査が必要と認められる事件の取締り
- (3) その他特に必要と認められる事案の対応

(隊長の責務)

第4条 隊長は、生活安全捜査隊の任務を遂行するため、関係課及び各署と緊密に連携するとともに、優先的に処理すべき事案の選択と体制の集中により、迅速かつ的確な取締り及び事案対応に当たるものとする。

2 隊長は、隊員の資質、能力等の向上による現場執行力の強化を目的とした計画的な指導教養の実施に努めるものとする。

(指揮運用)

第5条 生活安全捜査隊の指揮運用は、隊長がこれを行うものとする。

2 応援派遣された隊員は、派遣先の所属長の指揮を受けるものとする。

3 隊員の応援派遣を受けた所属長は、隊長及び当該事件の県本部主管課の所属長と緊密な連携を保持しなければならない。

(応援要請)

第6条 所属長は、生活安全捜査隊の応援の必要があると認めるときは、県本部主管課長と協議の上、生活安全捜査隊長に応援派遣要請書（別記第1号様式）により応援派遣要請を行うものとする。

ただし、緊急を要する場合には、口頭又は電話により行うことができるものとする。

(隊員の心得)

第7条 隊員は、生活安全部門の捜査の中核であることを認識し、任務の遂行に当たっては、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 対象事案は、社会情勢の変化に応じ多種多様であり、極めて広範囲に及んでいることから、常に法令、捜査手法の研さんに努めること。
- (2) 事案に対する的確な価値判断をして、これに対応した科学的、合理的な捜査活動を推進すること。

- (3) 捜査用装備資器材は、常に点検整備し、その取扱いに習熟するとともに効果的な活用を図ること。
- (4) 関係情報の積極的な収集に努めること。
- (5) 派遣先捜査員と連携を密にし、積極的な活動を行うこと。

(記録・報告)

第8条 隊員は、勤務中取り扱った事件、指示連絡、活動予定等について捜査隊日誌（別記第2号様式）及び勤務日誌（別記第3号様式）により、隊長に報告するものとする。

2 隊長は、生活安全捜査隊の事件ごとの活動結果を事件記録表（別記第4号様式）に記録しなければならない。

(細則)

第9条 この訓令の実施について必要な細目事項は、隊長が定めるものとする。
以下様式等省略